

第12回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年3月11日（金）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清      2番 阿部 清      3番 大野 功二 4番 平山 孝行      5番 得丸 芳昭      6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行      8番 加藤 隆生      9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作      11番 脇 文夫      12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子      14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
なし	
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第12回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第12回定例総会を開会いたします。 議事に先立ち、皆さんに申し上げます。 本日3月11日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から11年を迎えます。 サイレンが鳴る午後2時46分から1分間、議事を中断し、震災により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするために黙とうを捧げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

	<p>本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。</p> <p>次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員に13番の二宮委員さん、14番の中園委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田西中学校より南西へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約57a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番は 10ページ 第3号議案 農業経営委基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議2番と関連がありますので、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。

11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、学校法人道德学園のだ山幼稚園より南東に約180mの距離に位置した農地であり、現地は果樹、タマネギ、ニンニク、サトイモ、レタス、ハクサイが植えられていました。譲受人は新規就農者であり、申請地では、キャベツ、トウモロコシ、キュウリ、サトイモ、ミカンを栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は、利用権同時申請分を併せて約32a となります。</p> <p>次に10ページ 2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、博愛病院より北へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではキャベツ、キュウリ、イモ類を栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各2台、トラクターを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は3条同時申請分と併せて約32a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
12番筒井委員	<p>1ページ 2番ですが、譲受人が遺言執行人であり譲受人と同一人ですが、どのような理由からでしょうか。</p>
事務局	<p>亡くなられた所有者と遺言執行人は姉・弟の関係です。申請地は以前から譲受人が耕作をしており、お姉さんには子供がおりますが、弟を遺言執行人とし申請地を譲り渡したいとの遺言がありました。また3条の下限面積に足りない分を利用権設定したとの内容です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校より南西に約1.5 kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマト、ネギを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しており、耕運機を1台購入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北東に約2.7 kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約95a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3ページ、1番は、12ページ 第3号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議 1番と関連がありますので、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議機での意見を一括して報告してください。
3番大野委員	<p>まず3ページ 1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生公民館より南に約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、コンバインを2台、トラクター、田植機、籾摺り機、選別機を各1台所有しています。なお契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約182a となります。</p> <p>次に12ページ 1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されておりました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地で水稻を栽培します。農機具は乾燥機を3台、コンバインを2台、トラクター、田植機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は、3条同時申請分と併せて約182a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より北西に約900mに位置する農地であり、現地は膝丈程度の雑草が冬枯れしていました。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてキャベツを栽培予定です。農機具は耕運機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番は大分地区ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県農業協同組合大分市地域本部滝尾柑橘選果場より、1筆は南東へ約750m、2筆は南へ約1.4km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1筆は野菜、2筆は水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約98a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分自動二輪車学校より北に約120mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、乾燥機を各1台所有、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約122aとなります。</p> <p>37ページに解約の届出がでており、解約後に3条申請という内容です。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は、大分市立鴛野小学校から北に約80mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、医療法人が、病院と

	<p>して利用するものです。農地区分です。申請地のうち7筆は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。また、12筆は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、7ページ 2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの南西約270mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅及び進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>



	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。1番 基盤強化法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地ではオオバを栽培予定です。農機具はトラクター、軽トラックを各4台、管理機を3台、4tトラックを2台、堆肥散布機を1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約495a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
2番阿部委員	ハウスは建っていますか。
5番得丸委員	まだハウスは建っていませんが、今後立てる予定です。
議長	他になければ、9ページ 利用権設定 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報

<p>議長</p>	<p>告です。申請地は、亀の井自動車学校より南へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定新規就農者で申請地では麦、カボチャを栽培します。農機具はトラクターを2台、播種機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約21a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、10ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番協委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギ、ハクサイ等の露地野菜が栽培されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では花、イモ、野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、11ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各2台、2tトラック、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約226a となります。</p> <p>地区審議会でも審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、12ページ 1番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、13ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>13ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、飼料用米、麦を栽培する認定農業者です。申請地では水稻、飼料用米、麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,952a となります。</p> <p>続いて2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は塚野地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にハボタンを栽培する農業者で、申請地ではハボタンを栽培する計画です。契約成立後の経営面積は約33a となります。</p> <p>続きまして14ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約683a となります。</p> <p>次に2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上冬田、下竹中地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、白ネギを栽培する認定農業者で、申請地では水稻、麦、白ネギの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約390a となります。</p>

	<p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>14ページ 2番の賃借料はないのですか。</p>
事務局	<p>こちらの権利は使用貸借権ですので、賃借料は設定されていません。これまでには相対で貸し借りをしていたものを、正式に公社を通じて契約をすることになり、これまでも賃借料はなかったとのことでした。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、15ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告していただきます。</p>
事務局	<p>15ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、2000年頃より耕作放棄により原野化したとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校より南西へ約2.4kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見を頂いております。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、16ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2008年頃より耕作放棄により山林化してしまったとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北東へ約2.2km から3.5km の距離に点在した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、17ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校の南約200mに位置する農地

	<p>であり、現地は既に駐車場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道にあつて、500m以内に2以上の医療施設がある農地であるため、農振解除後は第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません</p>
議長	<p>なければ、18ページ 2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校の西2.6km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。本申請は、土石流の危険地域のための移転となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、19ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、丹川上久所地区の避難所用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次に、20ページ 第7号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取消1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、所有者等については議案の通りです。こちらの農地は、今年度の利用状況調査で非農地決定をし、決定日は12月10日 第10回の定例総会となっています。その後、2月の中旬に非農地通知書を発送したところ、調査の際は雑草が生い茂っていたが、現在は草刈りをして保全管理の状態であると所有者より連絡がありました。2月の現地調査時に農業委員さんと確認したところ、保全管理の状態でしたので非農地通知の取消について、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>



委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は非農地決定の取消とします。</p> <p>それでは、次に21ページ 第8号議案 空き家に付属した農地指定の解除について審議します。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず21ページです。土地の表示、所有者等については議案の通りです。令和3年の11月10日の定例総会において空き家に付属した農地に指定しましたが、指定した農地に付随する空き家を取得する方が、2ページ 1番で譲受人となる、農地法第3条許可申請がなされましたので、指定の解除となりました。</p> <p>次に22ページです。土地の表示、所有者等については議案の通りです。こちら、令和4年2月10日の定例総会において空き家に付属した農地に指定しましたが、指定した農地に付随する空き家を取得する方が、4ページ 1番で譲受人となる、農地法第3条許可申請がなされましたので、指定の解除となりました。</p> <p>それぞれの案件について、地区審議会で審議していただいたところ、指定解除相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	<p>なければ、第8号議案について採決します。</p> <p>第8号議案について、指定を解除することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第8号議案は空き家に付属した農地指定を解除することとします。</p> <p>次の23ページからは、第9号議案 報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>23ページから26ページは、農地法第3条の3届出で、相続による所有権移転の届出が合計で6件出ています。</p> <p>次に27ページから29ページは、農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地の所有者がご自分で転用する届出が、合計で11件出ています。</p> <p>次は30ページから34ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地で権利移動を伴う転用の届出が、合計で53件出ています。</p> <p>次は35ページです。農地法第5条第1項第7号届出の取消についてで、以前に出された転用が、転用されなくなったとの届出が1件出ています。</p> <p>最後は36ページから37ページです。農地法第18条第6項通知で、双方合意による解約の通知が3件出ています。37ページについては、1号議案で3条申請がなされており、事前に合意による解約の届出が出されたものです。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>

事務局	大分市都市計画審議会の委員の推薦依頼がきております。本年3月31日までの任期で、現在は朝来野会長が委員をされています。次の任期は令和6年の3月31日です。これまでも各代表が委員になっておりますが、事務局としては次の任期も朝来野会長にお願いしたいと考えていますが、それによろしいか協議をお願いします。
議長	事務局から説明がありましたが、事務局案のとおり推薦することによろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議長	以上で、定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他何かありませんか。
議長	なければ、これで第12回定例総会を閉会します。